

ものづくり支援センターしもすわ
展示会出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内ものづくり中小企業者の新市場若しくは販路の開拓を支援するために、展示会（県外・海外で行われるもの）の出展に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 展示会とは長野県外で行われる工業展及び展示商談会等自社製品及び技術力を紹介し受注獲得を目指すための展示会を指す。ただし、ものづくり支援センターしもすわや県など他の支援機関が実施する共同出展事業は除く

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り

- (1) 対象事業者 下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町等への納税（事業税及び固定資産税等）が確認できること
- (2) 経費 展示会出展小間料及び小間内装飾費とする
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

(補助率)

第4条 補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、同一年度において15万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。なお、2社以上による共同出展の場合は自社負担額のみを対象経費として認める（又は出展対象経費の総額を出展社数で除した金額を対象経費とする）

(対象期間)

第5条 毎年1月1日から12月31日の間に出展し、経費の支払いを終了した展示会とする。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ展示会出展事業補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、出展料及び装飾費の支払いを証する書類(以下)を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(出展料の支払いを証する書類とは、請求者の請求明細書及び支払額が確認できる振込書もしくは領収書。展示会に出展したことが確認できる書類とは展示会小間割一覧表、写真を指す)

(交付決定および請求)

- 第8条 1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ展示会出展事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。
2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに展示会出展事業補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改訂

様式第1号（第7条関係）

ものづくり支援センターしもすわ
展示会出展事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 原 雅廣 様

申請者 住 所
事業所名
代表者名 ⑩
電 話 () -

下記のとおり、出展料補助金を交付してください。

記

- 1 補助金申請額 金 _____ 円
- 2 対象金額 金 _____ 円
- 3 展示会名 _____
- 4 出展年月日 平成 年 月 日 ~ 月 日
- 5 添付書類
(1) 展示会パンフレット
(展示会小間割一覧表)
(2) 支払を証する書類
(請求者の請求明細書及び支払額が確認できる振込書もしくは領収書)
(3) ブース写真
(4) 町納税証明書

中小企業者（中小企業基本法第2条より）

業 種	資本金（出資総額）	従業員（常用）
<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下
<input type="checkbox"/> その他業種（ ）		

※ 要綱を確認しました

様式第2号（第8条関係）

ものづくり支援センターしもすわ
展示会出展事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 原 雅廣

年 月 日付で申請のありました、ものづくり支援センターしもすわ
展示会出展事業補助金の交付につきまして、次のとおり決定しましたので通知
します。

1 交付決定額 金 _____ 円